

1. 提案する議題

- (1) 定款一部変更の件(1)
- (2) 株式分割の件
- (3) 定款一部変更の件(2)
- (4) 定款一部変更の件(3)
- (5) 自己株式の消却の件

2. 議案の要領及び提案の理由等

- (1) 定款一部変更の件(1)

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

② 提案の理由

当社は、約1,040億円（2021年4月8日現在）という時価総額を誇るにもかかわらず、株式市場における株式の流動性が極めて低いという問題を抱えています。2021年4月8日現在、過去6か月間で、当社株式の市場内取引の1日の平均売買代金はわずか約2,600万円にとどまり、また、同期間中に市場において全く当社株式の売買取引が行われなかった日が36日（同期間の約29%に当たる日数）存在しました。

このような、当社株式の流動性の低さは、投資家の当社への投資意欲を失わせ、当社のバリュエーションを低下させる要因となっています。そして、当社株式の流動性が低い原因は、当社株式の最低売買金額が極めて高いことによるものと考えられます。

定款第7条により、当社の売買単位は、100株と定められていますが、1株あたり株価を38,650円（2021年4月8日終値）として計算すると、最低購入価格は3,865,000円となり、一般の個人投資家にとっては手の届かない金額になります。この最低購入金額は、東京証券取引所に上場している銘柄全社の中で6番目に高く、上場株式の最低購入価格の平均値である219,625円の約17倍に相当します（2021年4月8日現在）。

最低購入金額の適正化は、全国証券取引所協議会が要請するところでもあり、全国証券取引所協議会は、上場株式の最低購入金額は、5万円以上50万円未満が望ましい水準であるとした上で、当該水準に収まりやすくするため、2018年10月1日までに売買単位を100株に統一するよう、上場企業に要請しました。また、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条においても、「上場内国株券の発行者は、上場内国株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。」と定められています。このように、最低購入金額を適正化することは、上場企業に強く要請されています。また、東京証券取引所によれば、2020年9月末時点で、93.3%の上場会社の投資単位が50万円未満となっているとのことです。

しかしながら、当社は、このような全国証券取引所協議会の要請を受けて、2018年10月1日に、売買単位を1,000株から100株に引き下げたにもかかわらず、それと同時に、当社株式5株を1株に併合する株式併合を行ったため、最低購入金額の適正化は果たされず、これにより、当社株式の流動性及びバリュエーションの低下を招きました。

以上を踏まえると、当社株式の流動性を向上させ、当社株式のバリュエーションを高めるためには、当社株式について、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うことが効果的であると考えられます。このような株式分割を行うことにより、当社株式の最低売買金額を引き下げ、より多くの投資家が当社株式を購入することが可能となります。

そこで、提案者は、株主総会において株式分割に関する事項を決議できるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案いたします。

(2) 株式分割の件

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(3) 定款一部変更の件(2)」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合	1株につき10株の割合とする
イ 分割の基準日	本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日
ウ 分割の効力発生日	本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、4週間後の日

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載する理由から、株式分割を提案するものです。

(3) 定款一部変更の件(2)

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「2 株式分割の件」が承認可決され、議案「(2) 株式分割の件」における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第 5 条を以下のとおり変更する。

(発行可能株式総数)

第 5 条

当社の発行可能株式総数は、9,600 万株とする。

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載の株式分割に伴い、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

(4) 定款一部変更の件(3)

① 議案の要領

定款「第 3 章 株主総会」の章に、第 12 条として、以下の条文を新設し、現行定款第 12 条以降を、各々 1 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(決議事項)

第 12 条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

② 提案の理由

当社は、数年にわたり自己株式の取得を行ってきましたが、その消却は一切行っておらず、2020 年 12 月 31 日時点で、438,400 株の自己株式を保有しています。これは、発行済株式（自己株式を含む。）の約 14.0%に相当します。

東京証券取引所に上場する企業約 3,600 社のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか 208 社であり、発行済株式総数に占める自己株式の割合の全社平均値は、わずか約 3.8%です。

当社は、M&A を実施したことはなく、公表している M&A の予定もありません。また、取締役のための報酬型ストックオプション制度も採用しておらず、これほど多くの自己株式を保有し続ける正当な理由は何ら存在しません。他方、当社株主は、当社が大量の自社株式を保有し続

けていることにより、この自己株式が再び市場に出回った場合に、自身の保有する株式の価値が希薄化するというリスクを負うことになります。

以上を踏まえると、自己株式が再び市場に出回るリスクを排除し、投資家に当社株式の真の価値を把握してもらうためには、自己株式の約 90%に当たる 394,560 株の自己株式を消却することが効果的であると考えられます。このような自己株式の消却は、当社の企業価値を高めることに貢献しますが、これによる悪影響は生じません。

そこで、提案者は、株主総会において自己株式の消却に関する事項を決議できるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案いたします。

(5) 自己株式の消却の件

① 議案の要領

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式 394,560 株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

② 提案の理由

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」に記載の理由から、自己株式の消却を提案するものです。